



# 茨城県報

第 2 0 3 6 号

平成20年12月 8 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) .....	1
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) .....	1
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) .....	2
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	3
土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) .....	4
土地区画整理組合の設立の認可 (都市整備課) .....	5
公 告	
開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) .....	6
規 程	
(病院事業管理者)	
茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程.....	6

## 告 示

### 茨城県告示第1526号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第32条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業所として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810700062	障害福祉支援センターヴィラ結城	結城市上山川111	特定非営利活動法人セラヴィ	結城市上山川111	平成20年 12月 1 日	就労移行支援

### 茨城県告示第1527号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中 「0.55%」 を 「0.60%」 に改める。

## 付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年11月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日以前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

## 茨城県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年12月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 大賀牛堀線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
潮来市島須字馬ノ峰881番1地先から 潮来市島須字馬ノ峰878番3地先まで	旧	メートル 最大 9.2 最小 5.4	メートル 36	
	新	最大 29.8 最小 9.2	36	現道拡幅

## 茨城県告示第1529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年12月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 354号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市水海字白山台2306番3地先から 坂東市生子字西田4581番地先まで	旧 (A)	メートル 最大 55.0 最小 7.0	メートル 11,313	
	新	(A)	最大 55.0 最小 7.0	11,313
(B)		最大 258.0 最小 25.8	6,300	

茨城県告示第1530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年12月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞町大字新幸谷字石畑813番 3 地先から 猿島郡五霞町大字小手指字小手指前 1 番 1 地先まで	(A)	メートル 最大 20.9	メートル 581	
		最小 6.5		
	(B)	最大 37.0	564	
		最小 16.0		
新 (B)	最大 37.0 最小 16.0	564	旧道移管	

茨城県告示第1531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年12月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字染谷 5 番 2 地先から 猿島郡境町大字染谷319番 1 地先まで	旧	メートル 最大 23.5	メートル 217	
		最小 6.3		
	新	最大 29.1	217	
		最小 11.7		
				現道拡幅

茨城県告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年12月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 若境線

- 2 供用開始の区間 猿島郡境町上小橋字長五郎分1492番から  
猿島郡境町字清水台114番 8 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月10日

## 茨城県告示第1533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年12月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字染谷5番2から  
猿島郡境町大字染谷313番2まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月17日

## 茨城県告示第1534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、牛久市役所交通防災課及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

平成20年12月8日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
牛久市	新地町 - 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	刈谷五丁目 - 1	急傾斜地の崩壊	
	南五丁目	急傾斜地の崩壊	
	城中町 - 1	急傾斜地の崩壊	
	刈谷一丁目 - 1	急傾斜地の崩壊	
	田宮町 - 1	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	刈谷一丁目 - 2	急傾斜地の崩壊	
	刈谷五丁目 - 2	急傾斜地の崩壊	
	田宮町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	小坂町	急傾斜地の崩壊	
	久野町	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 3	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 4	急傾斜地の崩壊	
	城中町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	正直町	急傾斜地の崩壊	
島田町	急傾斜地の崩壊		

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牛久市	新地町 - 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	刈谷五丁目 - 1	急傾斜地の崩壊	
	南五丁目	急傾斜地の崩壊	
	城中町 - 1	急傾斜地の崩壊	
	刈谷一丁目 - 1	急傾斜地の崩壊	
	田宮町 - 1	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	刈谷一丁目 - 2	急傾斜地の崩壊	
	刈谷五丁目 - 2	急傾斜地の崩壊	
	田宮町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	小坂町	急傾斜地の崩壊	
	久野町	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 3	急傾斜地の崩壊	
	新地町 - 4	急傾斜地の崩壊	
	城中町 - 2	急傾斜地の崩壊	
	正直町	急傾斜地の崩壊	
	島田町	急傾斜地の崩壊	

茨城県告示第1535号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1 項の規定に基づき結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第 3 項の規定により告示する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 平成20年12月 8 日から平成25年 3 月31日まで
- 3 施 行 地 区 結城市大字上山川字大久保，字須久保塚及び大字矢畑字大久保，字大谷口の各一部と大字矢畑字須久保塚の全部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地（結城市役所内）
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成20年12月 8 日
- 6 事 業 年 度 初年度は設立認可の日から翌年 3 月31日まで  
次年度からは 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 結城市役所の掲示板に掲示

---

## 公 告

---

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市猪子町字前山835番 7

- 2 事業主の住所及び氏名

牛久市南 4 丁目32番地10

上 村 遥

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市下稲吉字上根937番 3 , 同番11

- 2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市下稲吉329番地 4

農事組合法人 マルツボ

代表理事 坪 井 潤 一

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町椎尾字椎原2036番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町東山田1433番地

土 井 澄 由

---

## 規 程

---

(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第 7 号

茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月 8 日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

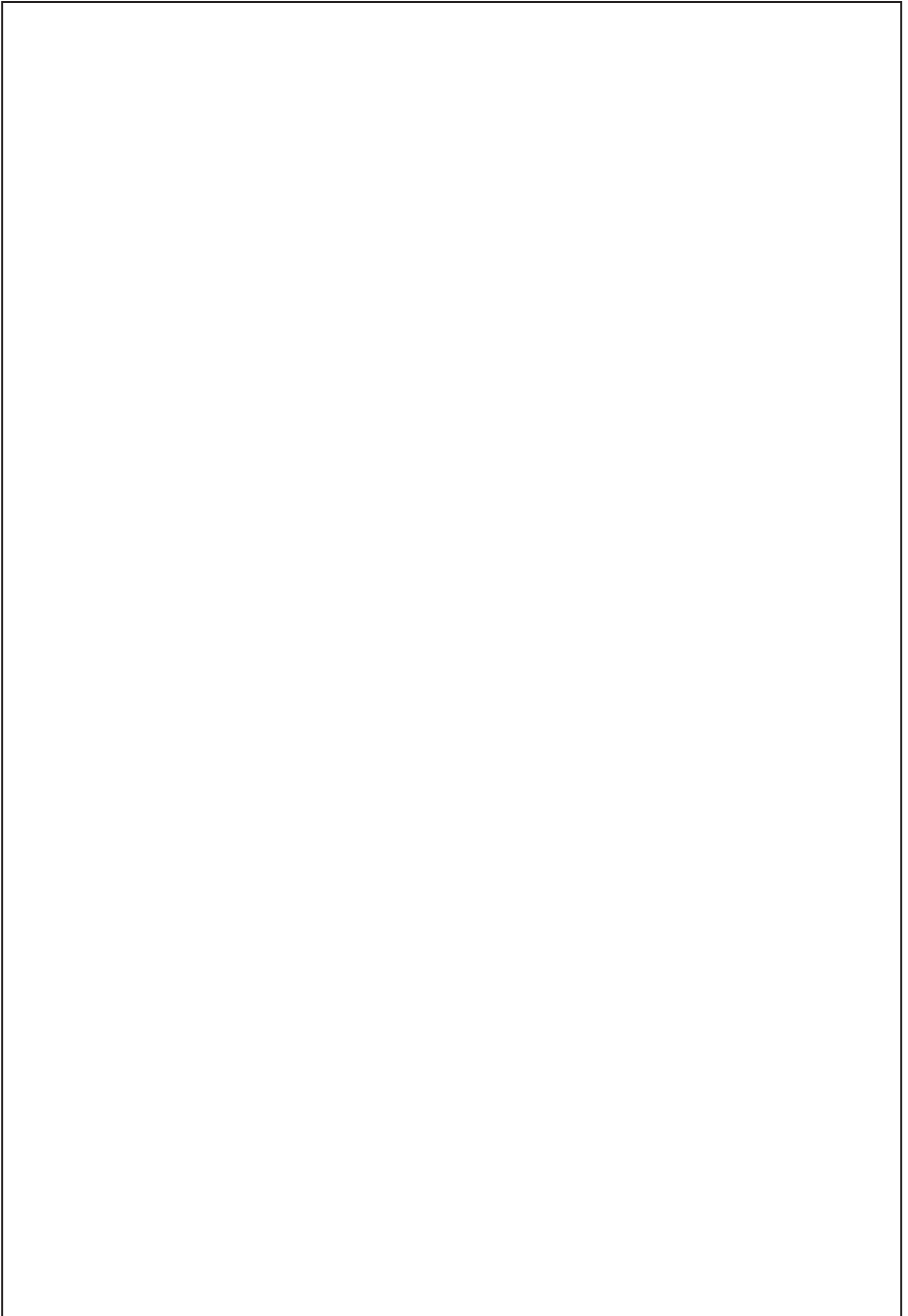
茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職員服務規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中「財団法人」を「一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)